# NTT東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)から、平成28年 12月5日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)第2条第5項の規定に基づき、同項の業務(以下「活用業務」という。)を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

#### 1 届出の概要

今般届出のあった活用業務(以下「本件活用業務」という。)は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、コンテンツ・アプリケーション提供事業者等、NTT東日本のIP通信網サービス契約者及び他の電気通信事業者(以下「他事業者」という。)の電気通信サービス契約者に対して、以下の業務を営もうとするものである。

- ① NTT東日本の業務区域内において、NTT東日本のIP通信網(平成 15年総基事第14号による認可に係る「地域IP網」及び平成20年総基 事第39号による認可に係る「次世代ネットワーク」を含むものをいう。以 下同じ。)及び活用業務の認可(平成15年総基事第14号及び平成20年 総基事第39号)に係る県間伝送路を利用し、コンテンツ配信向けサービス の役務提供を行うもの
- ② NTT東日本の業務区域外のエンドユーザとの通信を可能にするため、 上記①のコンテンツ配信向けサービスを提供するための電気通信設備と他 事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者 の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行うもの。なお、中 継伝送区間に係る接続事業者について公募により選定した上で、西日本電信 電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)との相互接続を予定。

なお、本届出は、平成20年総基事第39号による認可を受けてNTT東日

本が提供しているコンテンツ配信向けサービスの拡充を行おうとするものである。

#### 2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及びNTT西日本(以下「NTT東西」という。)は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」(平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。)に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

#### 3 確認の結果

- (1) <u>地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること</u> ガイドラインに基づき、
- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を 圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、現在、IP通信網サービスの提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備(ルータ)、端末系伝送路設備、端末系交換設備(ルータ)及び各種サーバ設備を活用するとともに、NTT東日本の業務区域外のエンドユーザとの通信を可能にするための中継伝送区間に係る伝送路については、中継事業者の選定に当たり公募により調達するとしており、このための所要の資金は、一円であるとしている。

本件活用業務の実施規模及びNTT東日本の財務状況を踏まえれば、NTT 東日本の財務を圧迫することは想定できないため、この規模の投資により、地 域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。 また、既存の経営資源の活用に関しても、NTT東日本は、設備については、 本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信 業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、 地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとし、職員については、 現在のIP通信網サービスに関する業務を行う組織に属する社員を活用する 予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえ れば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サー ビスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えら れる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

- (2) <u>電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること</u> ガイドラインに基づき、
  - ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程 度について検討し、
  - ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

# 1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、 ①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及 び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無といった要素を重点 的に考慮することとされている。

これらの要素を重点的に考慮すべき理由は、要素①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西が同市場における市場支配力を他の競争市場において濫用するおそれが大きいと判断されるためである。要素②については、競争事業者がNTT東西の営む活用業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなるためである。要素③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、NTT東日本又はNTT西日本の市場支配力と当該電気通信事業者の市場支配力

が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあるためである。

各要素についての検討は以下のとおりである。

#### ① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本のIP通信網サービスに係る設備を本件活用業務に活用しようとするものであること等本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、NTT東日本のIP通信網サービスの主たるサービスである光ブロードバンドサービスに係る市場、すなわちFTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域通信市場として、FTTH市場を取り上げることが適当である。また、本件活用業務はコンテンツ・アプリケーション事業者等に対してコンテンツ配信向けサービスの役務提供を行うものであることから、コンテンツ配信事業者の配信の基盤となるインフラを提供するサービスの市場をコンテンツ配信向けサービス市場としてとらえ、競争の進展状況を検証すべき市場として取り上げることが適当である。

まず、FTTH市場に関しては、NTT東日本の東日本地域における平成28年3月末のシェア(卸電気通信役務の提供に係るものを含む。)は75.1%であり、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。ただし、NTT東日本に対しては、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が適用されている。

次に、コンテンツ配信向けサービス市場に関しては、競争事業者においても、インターネット接続回線、WANサービス等を調達することによって類似のサービスを提供することが可能であると考えられる。また、平成27年7月1日時点におけるコンテンツ配信業務市場の事業所数は743箇所であり、同市場全体の売上高のうち、約6割を6の事業所が、約9割を54の事業所が占めていること等に鑑みれば、市場全体の契約数のうち約7割をNTT東西2社が占めているFTTH市場と比較して、競争的な状況にあると考えられる。

以上を踏まえれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、 地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられ るものの、NTT東日本がFTTH市場において市場支配力を行使し得る 立場にあること、地域通信市場における市場支配力を本件活用業務に関す る市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するお それもあると考えられることから、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT東日本のFTTH市場における影響力を本件活用業務に係る市場において濫用しないために適切なものであるかという観点から、②及び③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

#### ② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務は、NTT東日本の次世代ネットワーク(以下「NGN」いう。)を介して提供されるものであることから、ボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられ、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなる。

この点、NGNは、第一種指定電気通信設備であり、接続約款等に基づく一定のオープン化措置が講じられているものの、以下のとおり、情報通信行政・郵政行政審議会(以下「情郵審」という。)から総務省に対し、具体的なアンバンドルの在り方についての検証が求められている状況にあることにも留意する必要がある。

- ・情郵審答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)について(平成28年(2016年)7月27日)」において、「公正な競争環境を整備するためには、ボトルネック設備をNTT東日本・西日本が利用する場合と接続事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要であるが、現状ではNTT東日本・西日本が提供するサービス、網機能とその仕様の対応関係が明確になっているとは言いがたい。」として、総務省に対し、「NTT東日本・西日本に対し、NTT東日本・西日本の利用部門が利用しているNGNの網機能のうち、接続約款で明記されていない網機能及びその仕様について、提供するサービス、網機能及びその仕様の対応関係が明確になるように整理した上で、本年11月末までに総務省に報告するとともに、公表することを要請すること」が要望され、平成28年7月27日、総務省からNTT東西に対し、同内容の要請を実施した。
- ・ この要請を踏まえ、NTT東西は、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」(平成28年11月30日)を総務省に報告するとともに、公表した。
- 情郵審答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(NGN

における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル)について」(平成28年11月18日)において、総務省に対し、NTT東西の上記公表内容に係る「開示内容等を踏まえ、総務省において、具体的なアンバンドルの在り方について検証が行われること」が要望された。

・ 総務省は、この要望を受け、平成28年12月27日に、上記検証に向けて、また、接続ルールについての検討のため、接続ルールに関する意見募集を開始した。

このため、上記の状況を踏まえた上で、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化のために適切なものであるかという観点から、①及び③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

# ③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る接続事業者を選定した上で、NTT西日本との相互接続を予定していることから、NTT東西の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT西日本の市場支配力との結合による競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかという観点から、①及び②の状況と併せて、ステップ2において確認することとする。

※ 西日本地域のFTTH市場におけるNTT西日本の平成28年3月末のシェア(卸電気通信役務の提供に係るものを含む。)は62.9%であり、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。

#### 2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置及び当該措置に関する総務省の考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

## ① ネットワークのオープン化

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の次世代ネットワークのSNI収容ルータ、中継ルータ及び収容ルータによって接続されるSNI※2を介して、ルータ等の通信機器及び中継伝送区間に係る伝送路を組み合わせて提供するものである。

次世代ネットワークに関しては、収容局接続機能については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しており、SNIについては、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示している。加えて、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」(平成28年11月30日公表)により、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能※3の対応関係等についても公表しており、他事業者が本業務と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。

これに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款及び技術参考資料等に規定している。

また、中継伝送区間に係る伝送路の調達においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示する等、引き続きオープン化の取組みを積極的に進めていく考えである。

以上の措置により、他事業者も本業務と同様の業務を提供することが可能であると考える。

- ※2 SNI(Application Server-Network Interface)・・・・各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。以下同じ。
- ※3 「網機能」とは、網の提供する働きのことをいう。以下同じ。

#### 【総務省の考え方】

NGNに関しては、収容局接続機能については接続約款において接続料が設定され、接続に必要なインタフェース条件が開示されるとともに、SNIについては技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件が開示されている。

これに加え、上記1)②「ボトルネック設備との関連性」に記載のとおり、NTT東日本からは、総務省の要請を受けて、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」(平成28年11月30日)により、NTT東日本が提供する

サービスとNGNの網機能の対応関係等が公表されており、NTT東日本は、他事業者が当該サービスと同様のサービスを提供するに当たって参考となる情報提供に努めているとしている。そして、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該他事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示する等、引き続きオープン化の取組を積極的に進めていく考えであるとしている。

このように、NTT東日本は、NGNのオープン化に向けた取組を進めていくとしていることから、この限りにおいては、本件活用業務が、NGNのオープン化に係る状況を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

ただし、情郵審答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル)について」(平成28年11月18日)において、総務省に対しては、NGNの具体的なアンバンドルの在り方についての検証が要望されているところであり、総務省は、今後、これを受けた対応も踏まえながら、本件活用業務に係るネットワークのオープン化の状況について注視していく考えである。

また、NTT東日本は、中継伝送区間に係る伝送路の調達においては、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしており、当該公募の透明性・公平性が確保される限りにおいては、本件活用業務が、中継伝送区間に係る伝送路の調達手続を理由として、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

#### ② ネットワーク情報の開示

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

次世代ネットワークに関しては、収容局接続機能については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定・開示しているとともに、SNIについては、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示している。加えて、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」により、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能の対応関係等についても公表しており、他事業者が本業務と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

#### 【総務省の考え方】

NGNに関しては、収容局接続機能については接続に必要なインタフェース条件が接続約款に規定され、SNIについては技術参考資料等により接続のインタフェース条件が開示されている。

これに加え、上記1)②「ボトルネック設備との関連性」で記載のとおり、NTT東日本は、総務省の要請を受けて、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」(平成28年11月30日)により、NTT東日本が提供するサービスとNGNの網機能の対応関係等が公表されており、NTT東日本は、他事業者が当該サービスと同様のサービスを提供するに当たって参考となる情報提供に努めているとしている。また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況等を踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えであるとしている。

さらに、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合に関しては、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格 (個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えであるとしている。

このように、NTT東日本が、届出書に記載された措置等によりNGNを利用したサービスの提供実態に応じたネットワーク情報の開示を行う限りにおいては、本件活用業務が、ネットワーク情報の開示に係る措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

また、情郵審答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル)について」(平成28年11月18日)において、NTT東西においては、円滑な接続に必要な情報については、平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件。以下「情報開示告示」という。)に規定されていないものであっても、可能な限り開示に努めていくことが望ましいとの考え方が示されており、NTT東日本においては、この考え方に沿った対応をとることが期待される。

#### ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバに 関する区間毎の芯線空き状況等の情報、局舎コロケーションに関するスペースの空き状況 等の情報及び加入光ファイバに関する提供可能エリア、光配線区画に係る電柱等の位置情報並びに開通工事の完了情報等を、他事業者向けに開示しており、他事業者との同等性は 確保されているものと考える。

他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配意しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

# 【総務省の考え方】

NTT東日本は、他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配意しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えであるとしている。

この限りにおいて、本件活用業務が、必要不可欠な情報へのアクセスの 同等性確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正 な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

#### ④ 営業面でのファイアーウォール

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成28年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下 の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指 導を実施している。

- i)お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii)出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii)ID管理により顧客管理システムの操作可能な社員を限定すること。 等

なお、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、 顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

## 【総務省の考え方】

NTT東日本は、顧客情報監理システムへの適正なアクセス権限の設定、 社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化 等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。 総務省は、平成28年6月30日にこの旨を記載した禁止行為規定遵守措 置等報告書の提出を受けており、その内容の妥当性等の確認を実施してい るところである。

また、公正な競争を阻害することがある場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、本件活用業務が、営業面でのファイアーウォールの確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

#### ⑤ 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。 なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、 直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時 間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る 営業費用と分計する考えである。 さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費(顧客獲得に要するコストを除く。)の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

#### 【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支について、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費(顧客獲得に要するコストを除く。)の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、不当な内部 相互補助の防止は確保されると考えられ、本件活用業務が、不当な内部相 互補助の防止のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公 正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

# ⑥ 関連事業者の公平な取扱い

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供や手続の同等性確保に努めるとともに、コンテンツ・アプリケーション提供事業者や他事業者等を公平に取り扱うことにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に 規定済みであり、SNIについても、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を 既に開示するとともに、利用料金等の提供条件についてIP通信網サービス契約約款に規定・ 公表していることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

また、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路を含め接続により料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものと考える。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、公平性を確保する考えである。

#### 【総務省の考え方】

まず、本件活用業務を利用してコンテンツ配信等を行うコンテンツ・ア

プリケーション提供事業者等関連事業者の取扱いに関する公平性や透明性に関しては、NTT東日本が届出書に記載しているとおり、NGNについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定しており、SNIについても、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに、利用料金等の提供条件を契約約款に規定・公表していることから、関連事業者の取扱いに関する公平性が確保され、透明性が高められていると考えられる。

また、NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る接続事業者を介して、NTT西日本のネットワークと接続することを予定しているため、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずることが求められるが、この点について、NTT東日本は、NTT西日本とは別個の設備を構築するとともに、NTT西日本と排他的な共同営業を行う考えはないとしている。加えて、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みると、本件活用業務におけるNTT西日本との連携に係る技術的条件に関する取決めが、競争事業者との相互接続に支障を及ぼすおそれが直ちに生じるものではないと考えられる。

さらに、競争事業者との間における同等性確保のための措置に関しては、NTT東日本は、本件活用業務の実施に当たって、十分な情報提供や手続の同等性確保に努めるとしているほか、上記「①ネットワークのオープン化」及び「②ネットワーク情報の開示」に記載のとおり、NTT東日本は、NGNのオープン化に向けた取組を進め、ネットワーク情報の開示を行っていくとしている。

このように、上記の各措置が講じられている限りにおいては、本件活用業務が、関連事業者の公平な取扱いのための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。ただし、「①ネットワークのオープン化」に関しては、情郵審からの要請を受けた対応も踏まえながら、総務省において、本件活用業務に係るネットワークのオープン化の状況について注視していく考えである。また、「②ネットワーク情報の開示」に関しては、NTT東日本において、円滑な接続に必要な情報については情報開示告示に規定されていないものであっても可能な限り開示に努めていくことが望ましいとの情郵審の考え方に沿った対応をとることが期待される。

# ⑦ 実施状況等の報告

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)~(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ

月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、中継伝送区間に係る伝送路調達及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

·費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

#### 【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か 月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じ られているものと考えられる。

上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。